令和６年度事業計画

１　育英奨学事業の実施

（１）交通遺児の実態調査の実施

この調査は、本会の諸事業を効果的に推進するための基礎資料とするものであり、全道を対象として実施する。

調査の方法は、新聞報道などの交通事故情報の収集と、各市町村及び幼稚園、保育園並びに小学校から高等学校までの全学校の協力を得て行う。

※　交通遺児とは、「交通事故により、保護者を失った子又は保護者が重度後遺障害のため就労できない家庭にある子」をいう。

（２）奨学金の支給

道内の高等学校に在学する交通遺児及び道内の高等学校を卒業し、大学、短期大学、専修学校（専門課程）(以下「大学等」という。)に在学する交通遺児で、経済的な理由により就学が困難と認められる者を対象に、奨学金を申請により支給する。

高 校 生　１人月額２万円（年額２４万円）とし、３５名を予定する。

大学等生　１人月額１万円（年額１２万円）とし、４５名を予定する。

（３）入学祝金の贈呈

道内に居住する小学校、中学校及び高等学校の交通遺児並びに道内の高等学校を卒業し、大学等に進学する交通遺児に、入学祝金を申請により贈呈する。

小学校、中学校及び高等学校は１人２万円、大学等は１人１０万円とし、４３名を予定する。

（４）修学旅行支援金の支給

道内に居住する交通遺児のうち、小学校、中学校及び高等学校の修学旅行参加者に、修学旅行支援金を申請により支給する。

小学生は１人１万円、中学生は１人２万円、高校生は１人３万円とし、２５名を予定する。

（５）図書カードの贈呈

道内に居住する高等学校までの交通遺児及び道内の高等学校を卒業し、大学等に在学する交通遺児に、クリスマスカードに添え図書カードを贈呈する。

図書カードは１人３千円分とし、１７０名を予定する。

（６）卒業祝金の贈呈

道内の高等学校を卒業し、進学せず就職等をする交通遺児に、卒業祝金５万円を贈呈することとし、５名を予定する。

２　連絡相談活動の実施

本会事業の活用の促進や交通遺児の支援の充実などを図るため、随時、事業内容を各家庭に周知するほか、アンケートや個別事業の実施を通じて、本会に対する意見要望などの把握に努める。

また、交通遺児やその家族の悩み、疑問を受け付ける窓口を設置し、適切な対応に努める

３　交歓交流事業の実施

交通遺児に対する激励と交通遺児家庭相互の交歓交流を図るため、レクリェーションを実施する。

（令和６年度は５０周年記念式典のプログラムの一部として実施する。）

４　交通事故物故者慰霊祭の開催

本会の創立当初から開催しているもので、本年度も交通遺児とその家族、関係者が参列して、第４９回交通事故物故者慰霊祭を交通事故撲滅祈願と併せて開催する。

（令和６年度は５０周年記念式典のプログラムの一部として実施する。）

５　事業推進のための活動

（１）会員の加入促進と寄付金、募金の確保に努める。

（２）関係官公庁、関係団体等との連携を図るとともに、交通安全諸事業への積極的な参加に努める。

（３）道内の交通遺児育英奨学事業の実施団体との連携を図り、支援活動の円滑な推進に努める。

（４）５０周年を機に本会の事業を周知し、広く理解を深めるため展示会を開催する。

６　管理運営

（１）総会、理事会及び会長・副会長会議の開催などにより、本会の適切な管理運営を図る。

（２）ホームページや各種印刷物等により、本会の活動内容の周知に努める。